

VIII判決及び訴訟の終了

Introduction

第1 既判力

1. 意義

既判力…前訴確定判決が後訴に対して有する確定力ないし拘束力¹

∴紛争の蒸し返し防止及び当事者の手続保障が根拠!!²

2. 既判力が「生じる」範囲（いかなる判断に既判力が生じるか）

原則…「主文に包含するもの」（114条1項）＝訴訟物の存否にのみ生ずる³（理由中の判断には生じない）

例外…「相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもって対抗した額について既判力を有する」（114条2項）

※基準時は前訴事実審の最終口頭弁論期日（∴この時点まで攻撃防御出来た）⁴

3. 既判力が「作用」する場面（いかなる主張につき既判力が作用するか）⁵

①同一関係

ex)前訴：X→Y 甲土地所有権確認 ○ 後訴：X→Y 甲土地所有権確認

②矛盾関係

ex)前訴：X→Y 甲土地所有権確認 ○ 後訴：Y→X 甲土地所有権確認

③先決関係

ex)前訴：X→Y 甲土地所有権確認 × 後訴：X→Y 甲土地明渡請求

4. 既判力が「及ぶ」範囲（誰との間で既判力が及ぶか）

「一 当事者

二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人

三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人

四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者」（115条1項各号）

¹ 和田P427

² 高橋上P590

³ 同P594

⁴ 同P602

⁵ 同P594

2号＝訴訟担当を想定

3号＝紛争主体たる地位の移転を受けた者（「承継人」については代替的手続保障アリ⁶）

※なお、口頭弁論終結「前」の承継人については訴訟承継の問題となる点に注意

4号＝単なる所持者については固有の利益ないため既判力を及ぼしても良い（登記の仮装名義人も「目的物を所持する者」に当たり得る A28事件）

※検討の際は「既判力の意義及び根拠と生じる範囲の確認→作用場面を確認→前訴の訴訟物チェック→個別具体的に検討」していけばそれで足りる（訴訟物を比較するだけで判断できるのは①「同一関係」のみ。具体的に後訴の訴訟物たる権利を求めるには請求原因としていかなる主張をしなければならないかを考える！！）

⁶ 同P691